

【工事の概要】

1. 東海北陸道夜間通行止め

1.1 夜間通行止め作業

- 1) トンネル非常用設備の設備改良を行います。
- 2) トンネル内の非常用設備の点検整備や補修、トンネル照明設備や安全施設などの清掃を行います。
- 3) 交通安全設備や路面の清掃と修復作業を行います。
- 4) 路面の凹凸やひび割れなどを修復する舗装工事を行います。
- 5) 袴腰トンネルの換気ダクト撤去を行います。

1.2 通行止め区間

① 白鳥 IC～福光 IC

区 間	白鳥 IC～福光 IC 間の上下線
延 長	97.3 km
期 間	2013 年 11 月 11 日 (月)、12 日 (火) ※毎夜 20 時～翌朝 6 時まで (10 時間) の 2 夜間 (予備日: 11 月 13 日、14 日、18 日、19 日、20 日、21 日)
区間内の休憩施設	ひるがの高原サービスエリア (SA) (上下線)、松ノ木峠パーキングエリア (PA) (上下線)、飛騨河合 PA (上下線)、飛騨白川 PA (上下線)、城端 SA (上下線)

② 白川郷 IC～福光 IC

区 間	白川郷 IC～福光 IC 間の上下線
延 長	31.5 km
期 間	2013 年 11 月 13 日 (水)、14 日 (木) ※毎夜 20 時～翌朝 6 時まで (10 時間) の 2 夜間【4 夜間】 (予備日: 11 月 18 日、19 日、20 日、21 日) ※期間の【 】に示す夜間数は、①白鳥 IC～福光 IC の通行止め数を加えた数字
区間内の休憩施設	飛騨白川 PA (上下線)、城端 SA (上下線)

【主な作業イメージ】

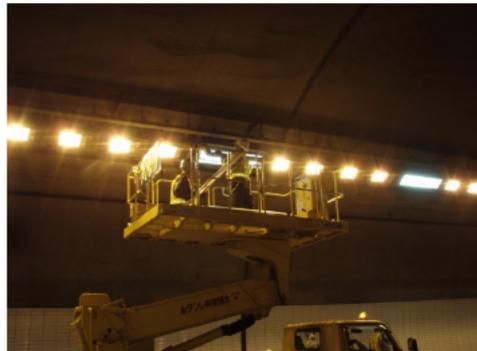
①トンネル非常用設備

トンネル内に火災検知器の設置を行います。



②トンネル内点検整備

トンネル内の非常用設備等を常時良好な状態に保つため、点検整備や補修および清掃を行います。



③道路維持修繕

トンネル内装板・視線誘導設備・水路などを清掃します。



トンネル壁などのマイマイガの卵駆除、破損した車線分離標を取り替えます。



④舗装補修工事

安全な走行ができるよう、路面の凹凸やひび割れを補修します。



⑤換気ダクト撤去作業

トンネル内の換気ダクトの撤去を行います。



3. 通行止め時の迂回路

通行止め時に当該区間をご利用される場合の迂回路は下記の通りです。(別紙1 広域全体図参照)

道路名	通行止め区間	迂回路	所要時間[通常交通状況]
東海北陸道	白鳥 IC～ 福光 IC※1	一般国道 156 号※2、158 号、41 号 (白鳥 IC⇄飛騨清見⇄富山 IC 方面)	一般道利用の場合 約 200 分※5 (高速利用時 約 115 分※3)
		一般国道 156 号※2、158 号 (白鳥 IC⇄砺波 IC 方面)	一般道利用の場合 約 165 分※3 (高速利用時 約 100 分※3)
		一般国道 156 号※2、158 号、304 号 (白鳥 IC⇄福光 IC 方面)	一般道利用の場合 約 153 分※5 (高速利用時 約 84 分※4)
	白川郷 IC～ 福光 IC	一般国道 156 号※2、41 号 (白鳥 IC⇄飛騨清見⇄富山 IC 方面)	一般道利用の場合 約 200 分※5 (高速利用時 約 115 分※4)
		一般国道 156 号、304 号	一般道利用の場合 約 64 分 (高速利用時 約 27 分)

- ※1 通行止め区間の「白鳥 IC～福光 IC」は、「白鳥 IC～白川郷 IC」・「白川郷 IC～福光 IC」の通行止めを同時実施したときの区間を示す。
- ※2 庄川 IC～白川郷 IC 間の国道 156 号は高さ 3.5m を超える車両は通行できません。
- ※3 白鳥 IC から北陸道・砺波 IC までの所要時間
- ※4 白鳥 IC から北陸道・福光 IC までの所要時間
- ※5 白鳥 IC から北陸道・富山 IC までの所要時間

●上記以外の迂回ルート

東海北陸道通行止め時は北陸自動車道も迂回路としてご利用いただけますので、ぜひご利用ください。

道路名	通行止め区間	迂回路	迂回路ご利用の場合(所要時間)	【参考】東海北陸道ご利用の場合(所要時間)
東海北陸道	白鳥 IC～福光 IC※1	北陸道	一宮～富山： 284.2 km (3:30) 5,050 円(普通車)	一宮～富山： 220.2 km (3:00) 5,050 円(普通車)
	白川郷 IC～福光 IC		一宮～金沢東： 230.3 km (2:50) 4,900 円(普通車)	一宮～金沢東： 212.5 km (2:50) 4,900 円(普通車)

- ※1 通行止め区間の「白鳥 IC～福光 IC」は、「白鳥 IC～白川郷 IC」・「白川郷 IC～福光 IC」の通行止めを同時実施したときの区間を示す。

4. 乗り継ぎ料金調整について (詳細は別紙2参照)

通行止め区間(指定インターチェンジ間)を一般道に迂回し、再度同一方向の高速道路に乗り継がれるお客さまには、高速道路料金が割高にならないよう所定の方法で料金の調整を行っております。

通行券をご利用のお客さま(ETCをご利用しないお客さま)は、通行止めで高速道路を一旦流出する IC でお渡しする『高速道路通行止め乗継証明書』を乗り継ぎ後の最初の出口 IC で、係員にお渡しください。

ETCをご利用のお客さまは、一旦流出する走行と乗り継ぎ後の走行を同じ ETC カードで、通常どおり ETC レーンを無線走行してください。(『高速道路通行止め乗継証明書』の入手は不要です。)

● 乗り継ぎ指定インターチェンジ

道路名	通行止め区間	乗り継ぎ指定インターチェンジ		備考
		流出指定 IC ※1 (乗継証明書発行 IC)	再流入指定 IC ※2	
東 海 北 陸 道	上り線 福光 IC→白鳥 IC	福光 IC・小矢部 IC・砺波 IC・富山 IC	白鳥 IC・ぎふ大和 IC 郡上八幡 IC	※ご注意:24 時間以内 に再流入指定 IC で乗 り継いで下さい。
	下り線 白鳥 IC→福光 IC	白鳥 IC・ぎふ大和 IC・郡 上八幡 IC	福光 IC・小矢部 IC・金沢森 本 IC・砺波 IC・小杉 IC・ 小矢部東本線・富山 IC	
	上り線 福光 IC→白川郷 IC	福光 IC・小矢部 IC・砺波 IC・富山 IC	白川郷 IC・飛騨清見 IC・荘 川 IC	
	下り線 白川郷 IC→福光 IC	白川郷 IC・飛騨清見 IC・ 荘川 IC	福光 IC・小矢部 IC・金沢森 本 IC・砺波 IC・小杉 IC・ 小矢部東本線・富山 IC	

※1 通行止め開始時に通行止め区間を走行中の車両は、途中の IC で流出していただく場合があります。

その場合、当該 IC を流出指定 IC として扱います。(乗継証明書を発行します。)

※2 流出指定 IC で流出後、通行止めが解除された場合は、通行止め区間内の IC (流出指定 IC 含む) で流入されても料金の調整を行います。

【日別通行止め状況図（参考）】

作業が順調に実施できた場合、日別の通行止め状況図は、次のようになります。

